自由民主党としては平成30年3月25日の 党大会までに党としての改正案を作成し、これ を両院の憲法審査会へ提出したい。

### (自衛隊条項)

9条の1項及び2項を維持した上で、自衛隊を 憲法に明記する。3項か、9条の2か。

他方、9条2項は削除し自衛隊の目的・性格をより明確にする改正を行うべきである、との意見も根強い。

### (緊急事態条項)

2案がある。

①国会議員の任期延長や選挙期日の特例等を規 定すべきである。

②政府への権限集中や私権制限を含めた緊急事 態条項を規定すべきである。

### (教育環境整備条項)

国が教育環境の整備を不断に推進すべきことを 規定する。

### (国会議員選挙区議員定数条項)

両議院議員の選挙区及び定数配分の方法を47 条改正として検討する。とりわけ参議院議員選挙 区の合区は解消する。

## 自衛隊の保持

(第9条の第3項として)

前項の規定は、自衛隊の保持を妨げない。

(第9条の2として)

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持に当たるものとする。

内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監 督権を有する。

### 緊急事態条項

〔設けない。〕

# 無償教育を受ける機会の保障

(第26条の第3項として)

国民が幼児期から成年期まで、その適性に応じて無償で教育を受ける制度について、国は、漸進的な導入に努めなければならない。

### 参議院議員選挙区の議員定数

(第43条の第3項として)

参議院議員選挙において各選挙区に配分される議員定数は、人口比率にかかはらず、単位とする行政区画一つに 少なくとも一名をあてることができる。

### 施行期日

(第104条として)

この憲法改正は平成32年5月3日から施行する。